○神奈川歯科大学大学院教員任用規程

平成30年６月１日

制定

（目的）

第１条　本規程は、神奈川歯科大学大学院において、研究、教育及び診療を主たる業務とする優秀な人材を任用することを目的として定める。

（大学院教員）

第２条　大学院教員は、神奈川歯科大学大学院、神奈川歯科大学歯学部、神奈川歯科大学附属病院若しくは神奈川歯科大学附属横浜クリニックにおいて業務を遂行する。

２　大学院教員の教育及び病院における診療等への参画は妨げない。

３　その他、詳細な職務内容については大学院歯学研究科において統括する。

（任用基準）

第３条　大学院教員は、人格、見識に優れ、優れた研究力と歯科医学教育能力、専門領域における臨床力を有する人材とし、「神奈川歯科大学・神奈川歯科大学短期大学部教育職員任用規程第３条第３項」に定める職階により任用するものとする。

２　申請資格、審査基準の詳細については、別に「神奈川歯科大学大学院教員任用基準細則」を定める。

（申請）

第４条　大学院教員の申請は、次の書類をそろえ、理事長宛に学長に提出する。

(1)　大学院教員任用願（所定）

(2)　大学院教授においては、大学院教員任用推薦書（必須とはしない）

(3)　大学院教授以外の大学院教員においては、講座長あるいは専門領域教授の任用推薦書

(4)　履歴書（学歴、職歴を証明できる書類、臨床系教員においては併せて卒後研修修了書、専門医・指導医登録証など）

(5)　研究業績目録

(a)原著論文　(b)著書　(c)総説　(d)プロシーディングス　(e)症例報告　(f)その他（これまでに取得した研究費、特許など）　(g)学会発表・講演など

(6)　研究業績目録のうち、別刷りのあるものについては別刷り（多数ある場合には代表的なもの10編）、研究費や特許等については証明書類など

(7)　教育業績　（講義、演習、実習の担当状況、主な委員会活動など）

(8)　これまでの研究内容の概要と将来の研究方針

(9)　大学院学生に対する教育についての抱負

(10)　歯学部学生に対する教育についての抱負

(11)　臨床系講座教員においては

(a)前職場における臨床業績　(b)専門領域に関する診療方針　(c)附属病院若しくは附属横浜クリニックの診療体制についての意見

(12)　研究業績一覧

(13)　その他必要な書類

（選考方法）

第５条　募集から任用までの手続については「神奈川歯科大学・神奈川歯科大学短期大学部教育職員任用規程第５条から第９条」の定めによるものとする。

２　再任の場合は、「神奈川歯科大学・神奈川歯科大学短期大学部教育職員任用規程第８条第２項」の定めによるものとする。

附　則

この規程は、平成30年６月１日から施行する。

この規程は、令和元年７月１日から一部改正し施行する。

この規程は、平成30年４月現在、大学院教員の任用に関して定めている、以下の規程・細則・申し合わせ事項等を整理統合し、大学院教員任用に係わる諸項目を明瞭化し、円滑にするために定める。

(1)　神奈川歯科大学大学院教員組織の編成に関する規程

(2)　神奈川歯科大学大学院教授任用規程

(3)　神奈川歯科大学大学院教授選考基準細則

(4)　神奈川歯科大学大学院准教授任用規程

(5)　神奈川歯科大学大学院准教授選考基準細則

(6)　神奈川歯科大学大学院講師任用規程

(7)　神奈川歯科大学大学院講師選考基準細則

(8)　神奈川歯科大学大学院助教任用規程

(9)　神奈川歯科大学大学院助教選考基準細則